

保医発 1227 第 4 号
令和 6 年 12 月 27 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日付け保医発 0305 第 4 号）を下記のとおり改正し、令和 7 年 1 月 1 日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

1 別添 1 の第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 2 3 （38）の次に次を加える。

(39) マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐性変異同時検出は、以下のいずれかに該当する場合であって、リアルタイム P C R 法により測定した場合に、本区分の「12」の膣トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム核酸同時検出の所定点数を準用して算定する。

ア マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対して、治療法の選択を目的として行った場合。

イ マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して、治療効果判定を目的として行った場合。

2 別添1の第2章第13部第1節第1款N002 (10) の次に次を加える。

- (11) p16タンパクは、子宮頸部上皮内腫瘍（CIN）が疑われる患者であって、HE染色で腫瘍性病変の鑑別が困難なものに対してHQRinkerを用いて免疫染色病理標本作製を行った場合に、本区分の「1」エストロゲンレセプターを準用して算定する。

(参考：新旧対照表)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 6 年 3 月 5 日保医発 0305 第 4 号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 2 2 (略) D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(38) (略) <u>(39) マイコプラズマ・ジェニタリウム核酸及びマクロライド耐</u> <u>性変異同時検出は、以下のいずれかに該当する場合であって</u> <u>、リアルタイムPCR法により測定した場合に、本区分の「</u> <u>12」の膣トリコモナス及びマイコプラズマ・ジェニタリウム</u> <u>核酸同時検出の所定点数を準用して算定する。</u> <u>ア マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症を疑う患者に対</u> <u>して、治療法の選択を目的として行った場合。</u> <u>イ マイコプラズマ・ジェニタリウム感染症の患者に対して</u> <u>、治療効果判定を目的として行った場合。</u>	別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項 第 1 章 (略) 第 2 章 特掲診療料 第 1 部～第 2 部 (略) 第 3 部 検査 1～18 (略) 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 時間外緊急院内検査加算～D 0 2 2 (略) D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(38) (略) (新設)

D 0 2 3 - 2 ~ D 0 2 5 (略) 第 2 款 (略) 第 3 節 ~ 第 4 節 (略) 第 4 部 ~ 第 12 部 (略) 第 13 部 病理診断 1 ~ 9 (略) 第 1 節 病理標本作製料 N 0 0 0 ・ N 0 0 1 (略) N 0 0 2 免疫染色 (免疫抗体法) 病理組織標本作製 (1) ~ (10) (略) (11) <u>p 1 6 タンパクは、子宮頸部上皮内腫瘍 (C I N) が疑わ れる患者であって、H E 染色で腫瘍性病変の鑑別が困難なも のに対してH Q リンカーを用いて免疫染色病理標本作製を行 った場合に、本区分の「 1 」エストロゲンレセプターを準 用して算定する。</u> N 0 0 3 ~ N 0 0 5 - 5 (略) 第 2 節 (略) 第 14 部 (略) 第 3 章 (略)	D 0 2 3 - 2 ~ D 0 2 5 (略) 第 2 款 (略) 第 3 節 ~ 第 4 節 (略) 第 4 部 ~ 第 12 部 (略) 第 13 部 病理診断 1 ~ 9 (略) 第 1 節 病理標本作製料 N 0 0 0 ・ N 0 0 1 (略) N 0 0 2 免疫染色 (免疫抗体法) 病理組織標本作製 (1) ~ (10) (略) (新設) N 0 0 3 ~ N 0 0 5 - 5 (略) 第 2 節 (略) 第 14 部 (略) 第 3 章 (略)
--	---